

令和6年 第1回定例教育委員会

令和6年1月23日（火）
午後4時00分
宮代町役場202会議室

1 開会の宣言

教育長

2 挨拶

3 概要報告

4 事務局報告

- (1) 学校教育関係 P1
 - ア 2月の行事予定について
 - イ 2月の事業予定について
 - ウ 宮代町英語検定料補助金交付要綱の制定について
- (2) 生涯学習関係 P7
 - ア 2月の事業予定について

5 協議事項

- (1) 須賀小学校地域拠点施設基本計画原案について【別冊】

6 その他

7 次回教育委員会について

8 閉会の宣言

教育長

(1) 学校教育関係について

ア 2月の行事予定について

須賀小：須 百間小：百 東小：東 笠原小：笠 / 須賀中：須 百間中：百 前原中：前
 小学校4校：小 中学校3校：中

日付	小学校	中学校
1日(木)		スキー教室(1年)(1/30～)(百)
2日(金)	入学説明会(東・笠) 家族読書の日(東)	
3日(土)		
4日(日)		
5日(月)	定時退勤推奨ウィーク(～11日) (百・東)	期末テスト(3年)(～6日)(百・前)
6日(火)	安全パトロール会議(須)	第4回学校運営協議会(前) 杉戸町・宮代町学校警察連絡協議会 (百間中会場)
7日(水)		放課後の学習会(3年)(～8日)(須)
8日(木)		高校入試願書受付(～9日)(中) 第2回学校保健委員会(前)
9日(金)	第4回学校運営協議会(東) 学校公開日・音読発表会(東) 定時退勤推奨ウィーク(～15日) (笠)	期末試験(3年)(須) 実力テスト(1・2年)(須)
10日(土)		
11日(日)	建国記念の日 定時退勤推奨ウィーク(～17日) (須)	建国記念の日 定時退勤推奨ウィーク(～17日) (前)
12日(月)	振替休日	振替休日
13日(火)	英検 Jr. ブロンズ(6年)(小) 感謝集会(百) 学力向上強化週間(～16日)(東)	定時退勤推奨ウィーク(～19日) (須・百)
14日(水)	感謝集会(須) 第2回学校応援団連絡協議会(須)	志願先変更期間(～15日)(中)
15日(木)	授業参観・懇談会(特・1・2・3年)(百)	第5回学校運営協議会(須)

16日(金)	授業参観・懇談会(4・5・6年) (百) 授業参観・懇談会(笠)	ふれあいデー(前)
17日(土)		
18日(日)		
19日(月)		放課後の学習会(1・2年)(~20日)(須)
20日(火)		
21日(水)	ふれあいデー(須・百・東・笠) 小中連絡会(前原中教員授業参観) (百)	ふれあいデー(須・百) 県公立高等学校学力検査(筆記)(中) 期末試験(1・2年)(~22日)(須)
22日(木)	学習参観・懇談会(須) 6年生を送る会(百) ありがとう集会(東) 学校応援団会議(東) 幼保小連絡会議(東)	県公立高等学校学力検査(実技・面接)(中) 期末テスト(1・2年)(・26日)(百)
23日(金)	天皇誕生日	天皇誕生日
24日(土)		
25日(日)		
26日(月)	通学班編成 一斉下校(須・百・笠)	
27日(火)		性教育講演会(3年)(須・百) 期末テスト(1・2年)(~28日)(前)
28日(水)		
29日(木)		

イ 2月の事業予定について(教育委員会)

日付	内 容	場 所
16日(金)	社会科副読本編集委員会	役場 202 会議室
20日(火)	I C T活用法研修会	オンライン
28日(水)	日工大サイエンスプロジェクト(百間小5年)	日本工業大学

ウ 宮代町英語検定料補助金交付要綱の制定について

宮代町英語検定料補助金交付要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、町内に在住し、又は宮代町立中学校に在籍している生徒の英語力及び学習意欲の向上を図るため、公益財団法人日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定（以下「英語検定」という。）を受験した生徒の保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する「保護者」をいう。以下同じ。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、宮代町補助金等の交付に関する規則（昭和58年宮代町規則第7号）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

（交付対象者）

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当するものであって、英語検定3級以上の級を受験したもの（以下「対象生徒」という。）の保護者とする。

- (1) 宮代町立中学校に在籍している生徒
- (2) 町内に在住し、かつ、町外の中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）に在籍している生徒

（補助対象経費）

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、対象生徒が受験した英語検定の検定料とする。

（補助金の額等）

第4条 補助金の額は、対象生徒1人につき5,000円を上限とする。

2 補助金の交付は、対象生徒1人につき1の年度において1回までとする。

（補助金の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、宮代町英語検定料補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に申請するものとする。

- (1) 検定料の領収書又は検定料を支払ったことを証する書類の写し
- (2) 検定の最終結果を証する書類の写し
- (3) 申請者名義の通帳、キャッシュカード等の写し
- (4) 申請者の本人確認ができる書類の写し

2 前項の規定による申請の期限は、英語検定を受験した日の属する年度の3月31日までとする。

(審査及び決定)

第6条 町長は、前条第1項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、その結果を宮代町英語検定料補助金交付・不交付決定通知書(様式第2号)により、当該申請者に通知するものとする。

(交付の方法)

第7条 町長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに当該申請者に補助金を交付するものとする。

(返還)

第8条 町長は、偽りその他不正の手段により補助金を受けた者があるときは、当該補助金を返還させるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年 月 日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

宮代町英語検定料補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

宮代町長

申請者（保護者）

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

宮代町英語検定料補助金交付要綱第5条の規定により、以下のとおり補助金の交付を申請します。
 なお、交付が決定された場合は、以下の口座へお振り込みください。

また、当該申請の審査のため、町及び学校で保有する情報を確認することについて同意します。

1 学校名及び生徒氏名

学 校 名		学 年 ・ 組	
フリガナ			
生 徒 氏 名			
受 験 した 級	級 （ 年度第 回検定）		
受 験 結 果	・合格 ・不合格 ・二次試験未受験		
補助金請求額	円		
(注意事項)			
1 補助金の交付申請は、1年度に1回までです。			
2 補助金の交付は、予算の範囲内で行います。			
3 申請書の提出期限は、受験した年度の3月31日までです。			
4 合否に関わらず申請できますが、受験結果については上記該当項目に○を付けてください。			
5 検定料を支払っていても実際に受験していない場合は、補助の対象にはなりません。			

2 振込み先

金融機関名		口 座 番 号	
本・支店名		フリガナ	
口 座 種 類	普通 ・ 当座	口 座 名 義	

※ 口座名義は、申請者（保護者）氏名と同じにしてください。

※ 次の書類を添付してください。

- ① 検定料の領収書又は検定料を支払ったことを証する書類の写し
- ② 検定の最終結果を証する書類の写し
- ③ 振込先の確認ができる通帳、キャッシュカード等の写し
- ④ マイナンバーカード、運転免許証等申請者の本人確認ができる書類の写し

様式第2号（第6条関係）

宮代町英語検定料補助金交付・不交付決定通知書

第 号

年 月 日

様

宮代町長

年 月 日付で申請のありました宮代町英語検定料補助金の交付について、次のとおり決定したので、宮代町英語検定料補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

交付

交付決定額

円

不交付

理由

(2) 生涯学習関係

2月の事業予定について（教育委員会主催事業）

日 時	内 容	場 所
2月7日（水） 10:00～11:30	<p>みやしろ大学 第2回（全3回）</p> <p>シニア世代の方々に、学びや体験の機会を通して、生きがいや仲間づくり、地域での活躍のきっかけとさせていただくことを目的として開催する。</p> <p>●講義 「身近な地球温暖化対策は、どのくらい効果があるのか考えてみよう」</p> <p>●講師 日本工業大学 共通教育学群 八木田浩史 教授（ライフサイクル工学）</p>	図書館ホール
2月9日（金） 14:30～	<p>宮代町人権問題合同研修会</p> <p>同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決に向け、正しい理解と認識を深めることを目的として開催します。</p> <p>●内容 啓発ビデオの視聴及び講演会</p> <p>●対象 町職員、町内小中学校管理職及び人権教育主任、宮代町人権教育推進協議会委員、指定管理者、一般業種8士業（弁護士・司法書士・土地家屋調査士・税理士・社会保険労務士・弁理士・海事代理士・行政書士）等</p>	進修館小ホール